

事例項目	固定資産税及び都市計画税（土地）の評価計算誤りによる過大又は過少な賦課について
事例発生日等	平成28（2016）年9月下旬～同年11月末
担当課	総務部課税課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成28（2016）年9月下旬（具体的な日にち不明）から同年11月30日までの間、平成30（2018）年度の評価替えに向けた土地の正面路線の適用状況を確認する作業を実施した。 ②土地48件について、最大で平成6（1994）年度から平成28（2016）年度までの路線価の適用誤りがあり、68人の納税義務者に過大もしくは過少な税額で賦課を行っていたことが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①平成29（2017）年2月3日（金）、課税誤りの事案について、報道各社に公表を行った。【資料No.(2)－73－1】 ②平成29（2017）年2月4日（土）、新聞報道（1紙）がなされた。 ③平成29（2017）年2月6日（月）～14日（火）、対象納税者へ謝罪と説明の訪問及び電話を行った。【資料No.(2)－73－2】 ④法定5年分と合わせて、最大20年分を還付した。 ⑤法定5年分の増額修正を行った。</p>
発生原因	<p>【電算システムのデータ入力ミスによるもの】 路線価方式で行う土地の評価は、電算システムにて各土地の課税台帳に適用路線の管理番号を登録し、その番号に対応する路線価格を基に毎年度計算する仕組みとしているが、担当職員が該当土地について、過去において正しい路線の管理番号を登録または修正していなかったことによるもの。 具体的には以下のいずれかの原因により路線番号の取り違いが生じた。【資料No.(2)－73－3】 ①評価替え時に、路線状況の変化に伴って従来の路線を複数に分割したが、分割後の正しい路線の管理番号にデータ修正していなかったこと。 ②分筆時に正面路線が変わったが、分筆前の路線の管理番号のままにしていたこと。 ③似たような路線の管理番号で誤ってデータ入力したこと。</p>
再発防止対策	<p>電算システムの入力の際は、入力者と点検者を別の者にし、複数の目で確認することを徹底する。 また課税用地図システム（GIS）に分割した路線等を反映した後、その適用状況についてさらに点検を重ねる。</p>
その他	
添付資料	<p>【資料No.(2)－73－1】…報道発表資料 【資料No.(2)－73－2】…対象納税者への謝罪文 【資料No.(2)－73－3】…評価誤り原因（図示）</p>